

# 戸田市笹目五丁目町会会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本町会は、笹目五丁目町会と称し、事務所は町会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本町会は、市役所及び関係機関と緊密な連絡のもとに、会員協力し福祉の増進並びに地域の発展と親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第 3 条 会員は、一般会員と賛助会員とする。

- 1 一般会員は、笹目五丁目地区および隣接する居住世帯で構成する。
- 2 賛助会員は笹目五丁目地区および隣接する事業所等でこの町会の事業に賛同するものとする。

(役員)

第 4 条 本町会に次の役員を置き、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 1 顧問、相談役 若干名
- 2 町会長 1名
- 3 副会長 若干名
- 4 理事 若干名
- 5 会計 2名
- 6 会計監査 2名
- 7 班長 6名
- 8 組長 若干名

(役員を選出)

- 第 5 条
- 1 本町会の理事及び班長は、各班から選出する。
  - 2 本町会の町会長、副会長、会計及び会計監査は理事会で選出し総会の承認を得る。

(組長の選出)

- 第 6 条 本町会の組長は、各班毎に選出し町会長が委嘱する。  
組長の任期は1年とし再任は妨げない。

(顧問、相談役)

- 第 7 条 顧問及び相談役は町会長の推薦により理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

- 第 8 条
- 1 町会長は、町会を代表し会務を処理する
  - 2 副会長は、町会長を補佐し町会長に事故あるときは代行する。
  - 3 会計は、町会の会計を処理する。
  - 4 会計監査は、会計を監査し総会に報告する。
  - 5 理事は、第2条の目的を達成するため、その職務を行う。
  - 6 班長は、組長を総括し、諸般の事項を処理する。
  - 7 組長は、班長の指示により組内諸般の事項を処理する。
  - 8 顧問及び相談役は、重要事項につき町会長の諮問に応じる。

(専門部)

第 9 条 本町会に次の専門部を置く、必要に応じて部を増やすことができる。

- 1 総務部
- 2 文化部
- 3 厚生部
- 4 防災部
- 5 女性部

(専門部の任務)

- 第 10 条
- 1 総務部は、庶務企画、連絡調整及び他部門に属さない事項。
  - 2 文化部は、社会教育、体育、青少年の育成指導その他教養に関する事項。
  - 3 厚生部は保健衛生、環境衛生、に関する事項。
  - 4 防災部は、防犯、防火、風水害及び交通災害に関する事項。
  - 5 女性部は、会員の生活向上及び福祉に関する事項。

(会 議)

第 11 条 本町会の会議は、総会、四役部長会、理事会及び部会とする。

(総 会)

第 12 条 総会は組長以上の総代会とし、通常年 1 回会長が招集する。

(四役部長会)

第 13 条 四役部長会は必要に応じて、町会長が招集し町会運営に関する事項を協議する。

(理事会)

第 14 条 理事会は班長以上の役員をもって構成する。必要に応じて町会長が招集し町会運営に関する事項を審議する。

(部 会)

第 15 条 部会は、必要に応じて部長が部員を招集し部活動に関する事項を協議する。

(総会の付議事項)

- 第 16 条 総会に付議する事項は次の通りとする。
- 1 町会の予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項。
  - 2 会則の制定、改正に関する事項。
  - 3 役員を選出に関する事項。
  - 4 会費の賦課徴収に関する事項。
  - 5 その他重要な事項。

(決 議)

第 17 条 会議はすべて出席者の過半数で決議する。

(会 費)

- 第 18 条 本町会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他を以ってこれにあてる。
- 1 一般会員の会費は、1 ヶ月 1 世帯あたり 200 円とする。
  - 2 賛助会員は 1 事業所年間 10,000 円とする。
  - 3 前納した会費は原則として返還しないものとする。

(会計年度)

第 19 条 本町会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

(慶弔見舞金)

第 20 条 本町会の弔慰災害見舞規定を別に定める。

(会館使用規定)

第 21 条 本町会の会館使用規定を別に定める。

(会館運営)

第 22 条 本町会の会館運営委員会規定を別に定める。

(役員会の決議)

第 23 条 本町会の運営に必要な諸規定は役員会の決議を経てこれを別に定める。

## 附 則

- 1 本町会会則は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 笹目 5 丁目」町会会則第 23 条会費 1 ヲ月普通 1 世帯 150 円を昭和 56 年 4 月 1 日より 200 円とすることに改める。
- 3 顧問、相談役は役員改選時に町会長が推薦する。
- 4 第 5 条を改正する。昭和 62 年 4 月 1 日より実施する。
- 5 第 4 条第 2 項、副会長 2 名を副会長 3 名に。平成 3 年 5 月 16 日より実施する。
- 6 名称を各条項に加えるとともに町会の会議、総会、四役部長会、理事会、部会などの条文を整備し、平成 7 年 4 月 27 日より施行する。
- 7 賛助会員は第 3 条、第 18 条に新たに規定し、平成 7 年 4 月 27 日より施行する。
- 8 婦人部を女性部に改称し、平成 15 年 4 月 19 日より施行する。
- 9 第 20 条を改定する。平成 18 年 4 月 16 日より実施する。
- 10 第 4 条第 2 項、副会長 3 名を若干名に。令和元年 4 月 20 日より実施する。

## 笹目五丁目弔慰災害見舞規定

- 第 1 条 この規定は、笹目五丁目町会会則、第 20 条の規定に基づき、笹目五丁目町会会員に対する弔慰災害見舞金の支給に関する事項を定める。
- 第 2 条 この規定に定める弔慰災害見舞金は次の 2 種とする。
1. 弔慰金 5000 円
  2. 災害見舞金 理事会において審議する
- 第 3 条 会員及びその同一世帯家族が死亡したときは、弔慰金を支給する。
- 第 4 条 町会顧問、相談役、四役部長が死亡したときは、町会の弔慰として花環を送る。
- 第 5 条 前記第 4 条対象外で、当町会に功労のあった者が死亡したときは理事会の議を経て相当の弔慰をする。
- 第 6 条 会員が火災（全焼）。その他不慮の災害に遭ったときは、その損害の程度に応じ理事会の議を経て災害見舞金を支給する。
- 第 7 条 理事会の議を経る事項であっても急を要する場合は、会長がこれを即決し、次の理事会において承認を求める。

### 附 則

1. 第 2 条の 1. 弔慰金 3.000 円を 5.000 円に。令和 3 年 4 月 17 日より実施する。